

T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 協賛要綱

令和 3 年 4 月 7 日 3 東技ア第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 (「第 5 9 回技能五輪全国大会」及び「第 4 1 回全国障害者技能競技大会」。以下「大会」という。)の趣旨に賛同する法人及びその他団体等(以下「法人等」という。)が、大会及び関連事業に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第 2 条 この要綱において協賛とは、法人等が T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 推進協議会(以下「推進協議会」という。)が実施する大会の広報、準備、運営等(以下「大会事業」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 大会事業の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 大会事業の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)の提供
- (3) 広報協賛 大会事業の実施に要する広報媒体(以下「協賛広報」という。)の提供
- (4) その他 前各号のほか、大会事業の実施に要するものの提供

2 前項第 1 号に規定する協賛金の提供は、1 0 万円を 1 口とする。

3 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する協賛の内容については、協賛を行おうとする法人等と推進協議会が協議の上決定する。

(募集期間)

第 3 条 前条に規定する協賛の募集期間は、令和 3 年 9 月 3 0 日までとする。

(協賛の申込等)

第 4 条 協賛を行おうとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ申込書(様式第 1 号)を T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1 推進協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 会長は、前項による申込があった場合、第 1 0 条のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、受理書(様式第 2 号)により通知する。

(協賛金の納入等)

第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する資金協賛の申込者は、前条第 2 項による通知(以下「受理通知」という。)を受けたときは、推進協議会が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

2 協賛金の受領書は、原則として、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、会長は、受理通知を受けた申込者(以下「協賛者」という。)の希望により、協賛金の領収書を発行することができる。

(協賛物品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、推進協議会が指定する方法により、協賛物品を納入するものとする。

2 会長は、協賛者の希望により、協賛物品の受領書を発行することができる。

(協賛広報の履行等)

第7条 第2条第1項第3号に規定する広報協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、推進協議会が指定する方法により、協賛広報を履行するものとする。

2 協賛者は、前項の協賛広報を履行後、推進協議会に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典等)

第8条 協賛者の特典は、別表のとおりとする。ただし、物品協賛、広報協賛及びその他の協賛については、推進協議会が協賛内容を金額に換算して、別表の特典を適用する。

2 同一の申込者による複数回の協賛については、その合計額に応じた特典とする。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号に掲げるいずれかの経費に充てることとする。

- (1) 大会の広報に要する経費
- (2) 大会の準備、運営等に要する経費

(協賛申込の不受理等)

第10条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるもの
- (3) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) その他会長が不相当と判断するもの

(その他)

第11条 大会の全部又は一部が、やむを得ない事情により中止になった場合でも、既に受領した協賛金は返還しないものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

協賛特典一覧表

区分	10口 (100万円) 以上	5口 (50万円) 以上	3口 (30万円) 以上	1口 (10万円) 以上
大会PRポスター等への掲載	協賛者ロゴ (大)	協賛者ロゴ (小)	協賛者名	—
大会ガイドブックへの掲載	広告 (A4 1頁)	広告 (A4 1/2頁)	広告 (A4 1/8頁)	協賛者名
大会公式ホームページへの掲載	協賛者ロゴ (大)	協賛者ロゴ (小)	協賛者名	協賛者名
大会会場に設置する協賛看板への掲載	協賛者ロゴ (大)	協賛者ロゴ (小)	協賛者名	—
大会記録誌への掲載	広告 (A4 1頁)	広告 (A4 1/2頁)	広告 (A4 1/8頁)	協賛者名
大会開会式・閉会式への招待	○	○	○	—
協賛者広報制作物への大会支援呼称の使用	○	○	○	○

- 1 掲載は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には申込み順とする。
- 2 大会公式ホームページへの掲載は、特典とあわせ、協賛者ホームページへのリンクを掲載する。
- 3 大会開会式・閉会式への招待は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえて開催方法を見直す場合には、実施しない可能性がある。
- 4 協賛者広報制作物への大会支援呼称の使用は、次の大会名を必ず使用することとする。
「T o k y o 技能五輪・アビリンピック 2 0 2 1」